

法務局の組織

法務局について

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務、国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的人権を守る人権擁護事務を行っている。

法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」(8局)があり、この法務局の下に、おおむね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」(42局)が置かれている。さらに、全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれている。

東京法務局民事行政部後見登録課

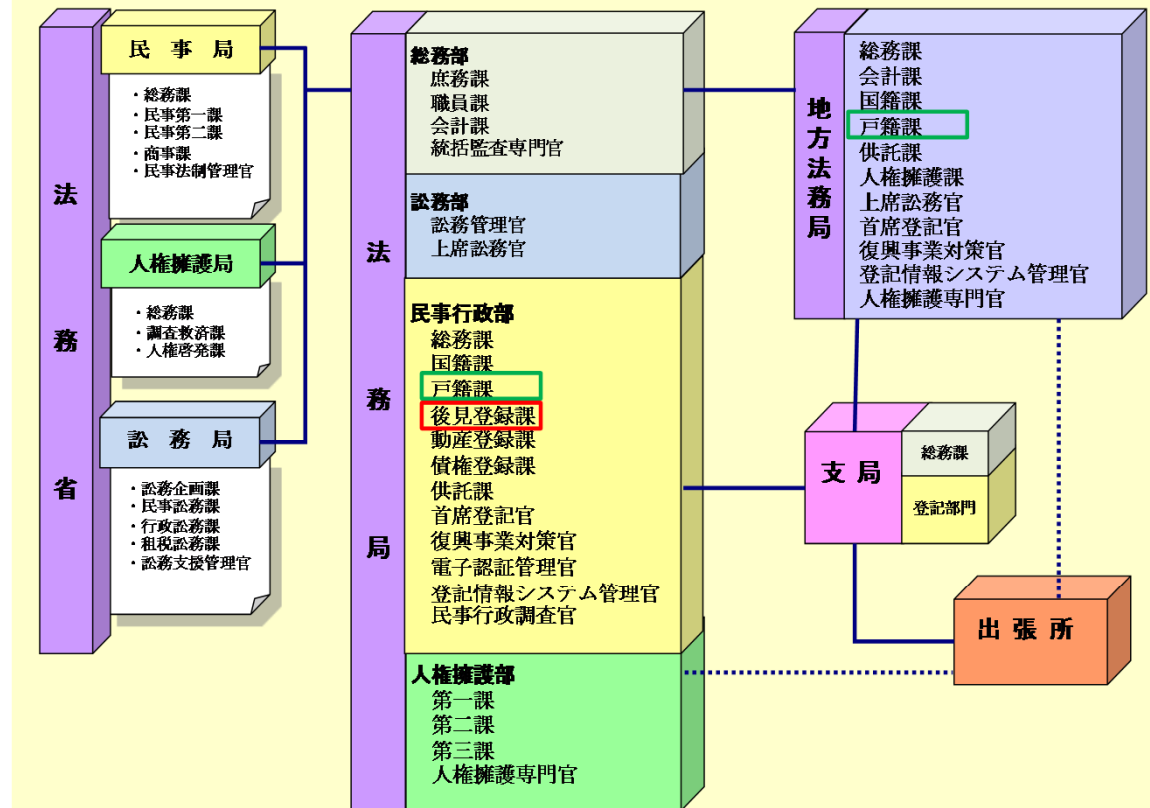
全国で唯一の登記所として、全国の後見登記の申請・嘱託を受け付けている。

また、登記事項証明書の交付請求については、窓口のほか、郵便及びオンラインで受け付けている。

法務局(東京を除く。)及び地方法務局戸籍課

窓口での登記事項証明書の交付請求を受け付けている。

法務局組織図



成年後見制度の概要

成年後見制度について

①認知症や知的障害のある方など判断能力の不十分の方々の財産管理や身上監護を、権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し支援する法定後見制度、②本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ契約により代理人を決めておく任意後見制度を、併せて「成年後見制度」という。

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為 (注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になる。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じである。

(注2) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除く。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができる。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。

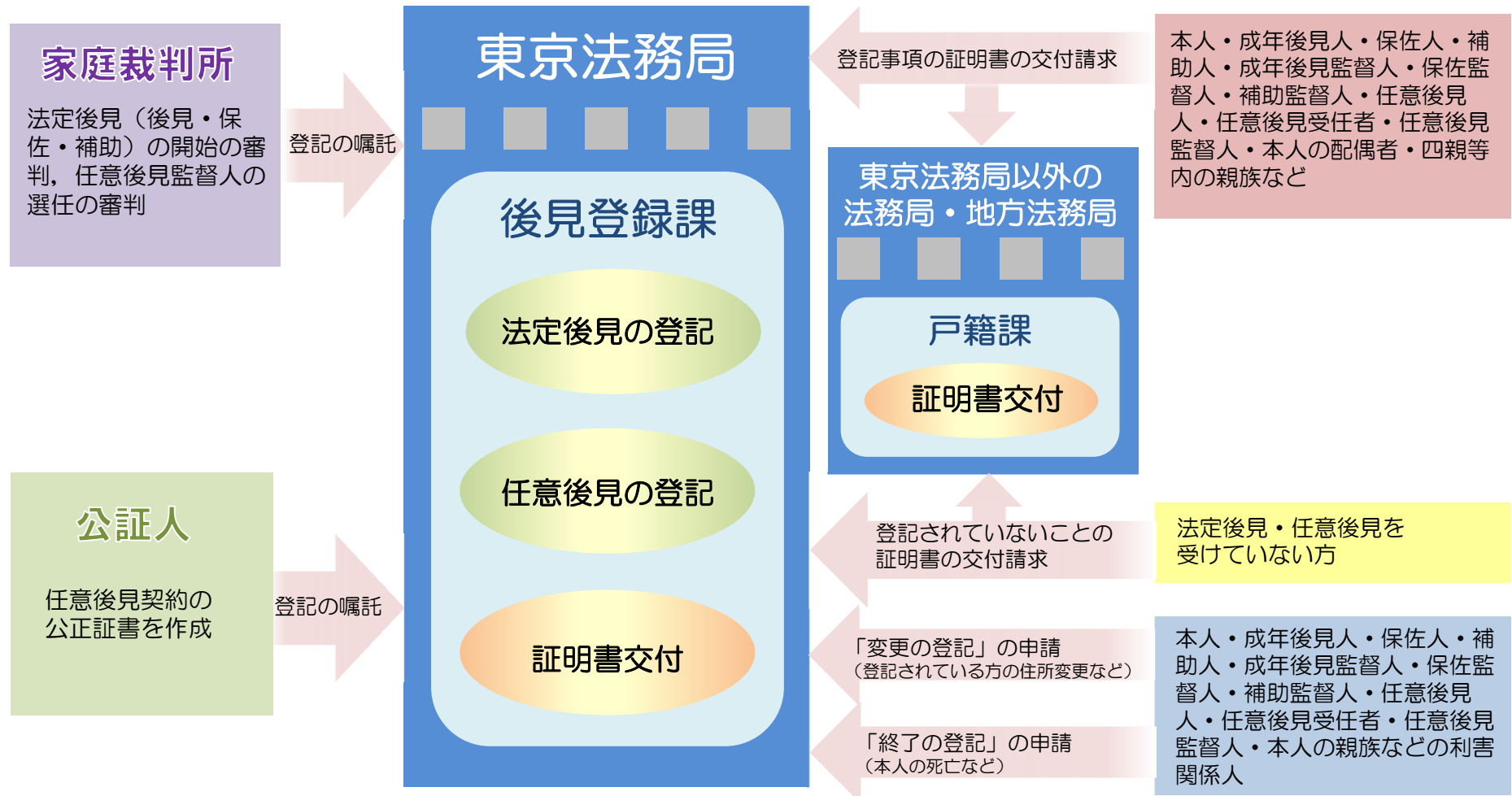
(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができる。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれる。

成年後見登記制度の概要

成年後見登記制度とは

成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記官がコンピュータ・システムを用いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することによって登記情報を開示する制度である。



証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記事項証明書

後見

後見開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
【事件の表示】平成29年（家）第××××号
【裁判の確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【登記番号】第2017-××××号

成年被後见人

【氏名】後見春子
【生年月日】昭和20年12月29日
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

成年後见人

【氏名】後見太郎
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【従前の記録】
【住所変更日】平成29年4月3日
【登記年月日】平成29年4月7日
【変更前住所】東京都千代田区九段南1丁目1番4号

成年後見監督人であった者

【氏名】成年三郎
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番8号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【辞任許可の裁判確定日】平成29年5月10日
【登記年月日】平成29年5月12日

※成年被後见人がした法律行為は、取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為（民法9条）や婚姻（民法738条）などの身分行為は取消しの対象となりません。

※成年後见人は成年被後见人の財産を管理し、財産上の法律行為について成年被後见人を代表します（民法859条1項）。また、成年被後见人がした法律行為を取り消し、または追認することができます（民法120条、122条）。

※成年後见人等が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときは「権限行使の定め目録」が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成29年5月19日

東京法務局 登記官 法務太郎 印

〔証明書番号〕 2017-0100-00001 (1/1)

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記されていないことの証明書

①氏名	甲野太郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦 ☐ ☐ ☒ ☐ 又は ☐ ☐ ☐ ☐ 29 年 ☐ ☐ 9 月 ☐ ☐ 19 日	
③住所	都道府県名 東京都	市区郡町村名 千代田区 丁目大字地番 九段南1丁目1番10号
④本籍	都道府県名 東京都	市区郡町村名 千代田区 丁目大字地番（外国人は国籍を記載） 九段南1丁目1番地

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※証明事項（証明範囲）は、その用途（提出先等）によって異なります。一般的には、
「成年被後见人、被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後见人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」
「成年被後见人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて、証明します。

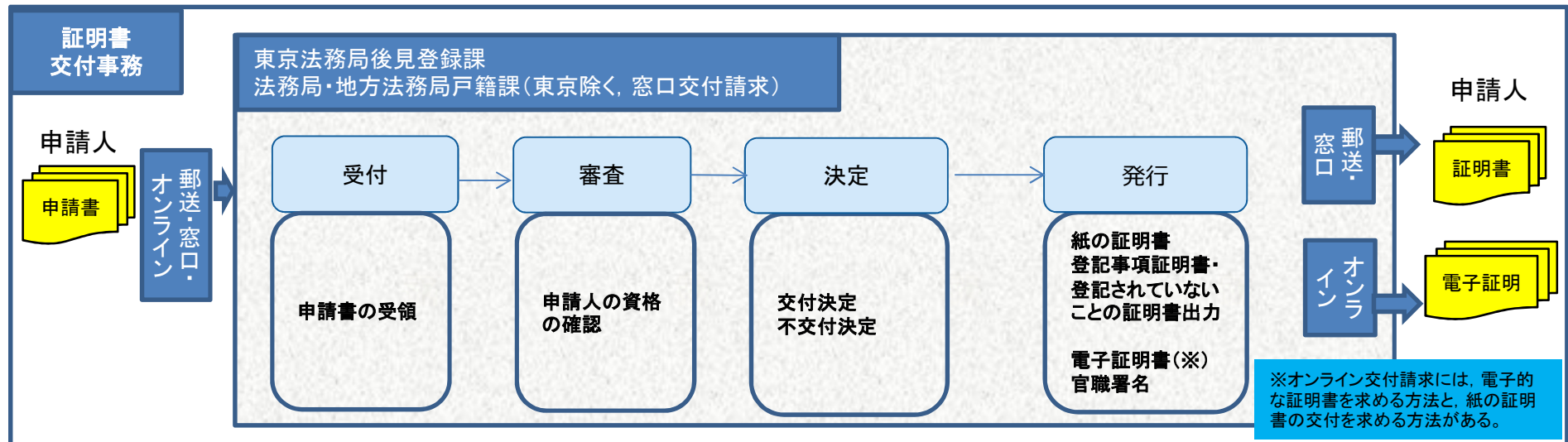
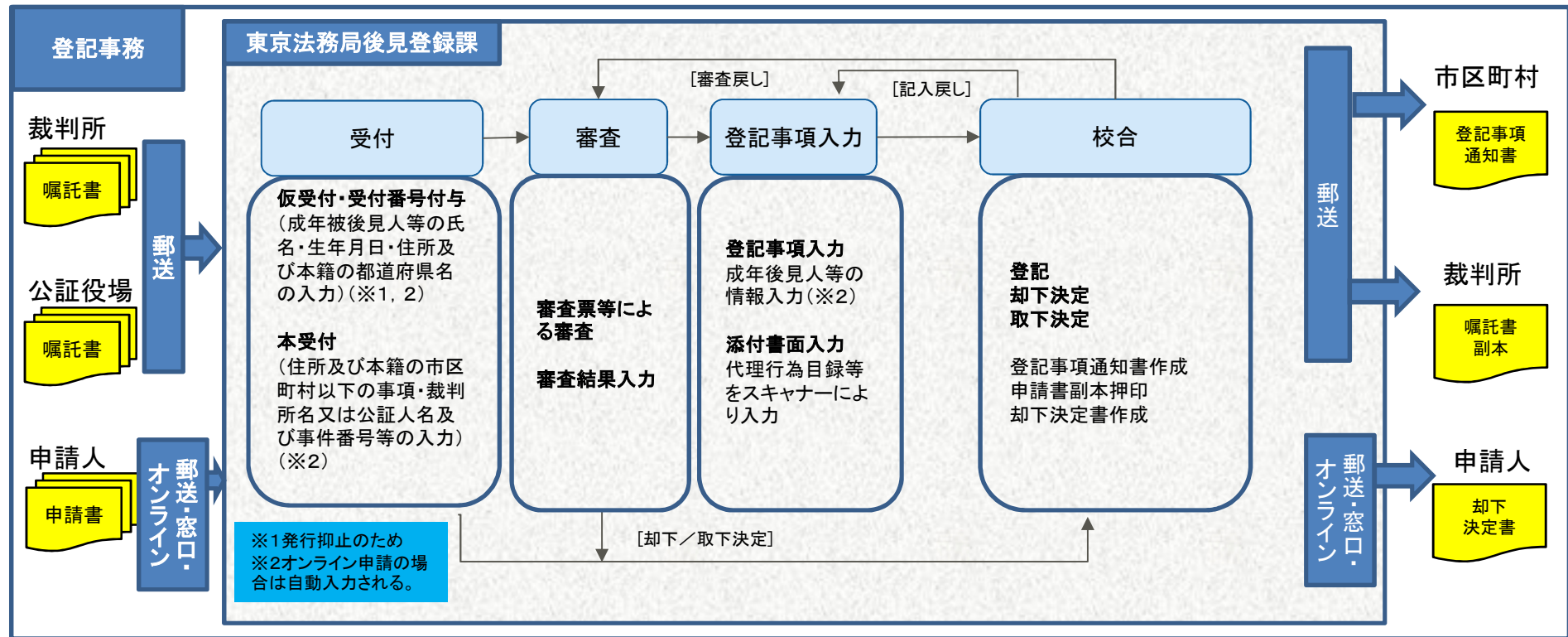
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成29年3月1日

東京法務局 登記官 法務太郎 印

〔証明書番号〕 2017-0100F-00006

登記事務処理フロー図



成年後見制度の利用促進と成年後見登記への影響

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)

概要

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・平成29年度から平成33年度までの5年間で成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る

背景

・認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられているにもかかわらず、現状の利用者数が認知症高齢者の数と比べて著しく少ない。

※成年後見制度開始(平成12年4月1日)から平成29年12月末日までの利用申立件数は約21万件

※平成24年時点で認知症高齢者の約4%しか成年後見制度を利用していない

目標

・国において施策の進行状況を把握・評価し、以下の目標達成のために必要な対応を検討

制度・運用の改善

- ・後見人等の交代の柔軟化
- ・家庭裁判所による選任の仕組み

地域連携ネットワークの構築

- ・要支援者の早期発見
- ・相談・対応体制の整備
- ・後見活動支援体制の構築

後見人等による不正の防止

- ・新たな方策の検討
- ・効率的な防止策の検討

その他

- ・メリット等の周知
- ・制度利用費用の助成

成年後見登記への影響

①65歳以上の人口増加(右図参照)

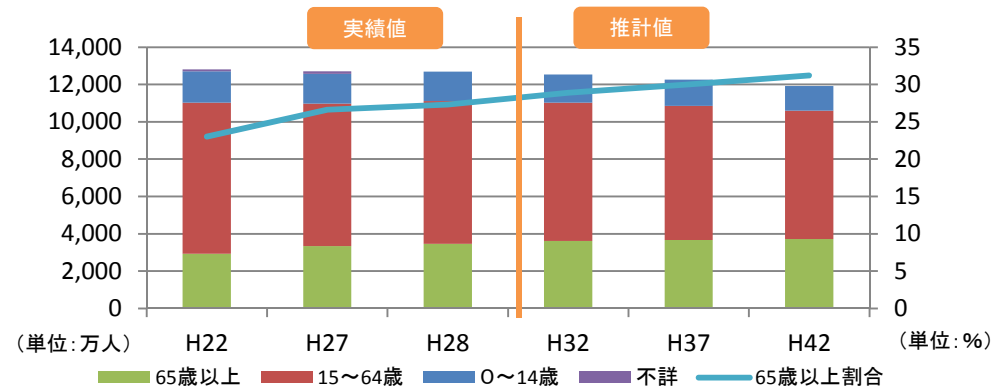
+

②成年後見制度利用促進基本計画の推進

これらの影響により、

成年後見登記の増加

が見込まれる。



高齢化の推移と将来推計(「平成29年度高齢者白書」から引用)

成年後見登記オンライン申請

現状

成年後見登記については、変更及び終了の登記の申請や登記事項証明書等の交付請求はインターネットにより登記・供託オンライン申請システムを利用して行うことができる。

オンラインの登記の申請については、全体の **1.74%** に、証明書等の交付請求は全体の **0.98%** に留まっている。

オンライン化のメリット等

オンライン申請については、受付や登記事項の入力が自動で行われ、また、手数料の納付状況等の一部審査も自動で行われるため、事務の効率化につながる。

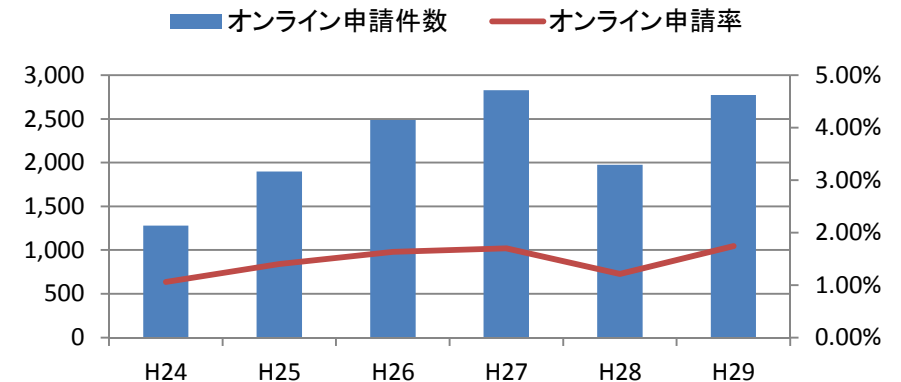
成年後見登記事務の増大が見込まれることからオンライン利用を促進する必要がある。

オンライン利用の阻害要因

- ①登記事件のうち、約41%を占める嘱託登記について、嘱託元である裁判所・公証人がオンライン嘱託をするためには、法令上又はシステム上の環境整備の必要がある。
- ②個人がオンライン申請を行うには公的個人認証が必要なところ、公的個人認証が普及していない。
など

	種別／年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登記	登記事件数	166,523	162,693	159,221
	(うち嘱託事件数)	62,211	62,158	65,137
	嘱託事件率	37%	38%	41%
	変更・終了の登記申請数	104,312	100,535	94,084
	(うちオンライン申請件数)	2,827	1,975	2,772
	オンライン申請率	1.70%	1.21%	1.74%
証明書	請求件数	1,420,761	1,506,157	1,425,930
	交付通数	1,657,332	1,739,427	1,653,050
	(うちオンライン通数)	17,253	15,006	16,211
	オンライン請求率	1.04%	0.86%	0.98%

成年後見登記事件数及び証明書等交付通数(H27～H29)



オンライン登記申請件数推移(H24～H29)

成年後見登記システム

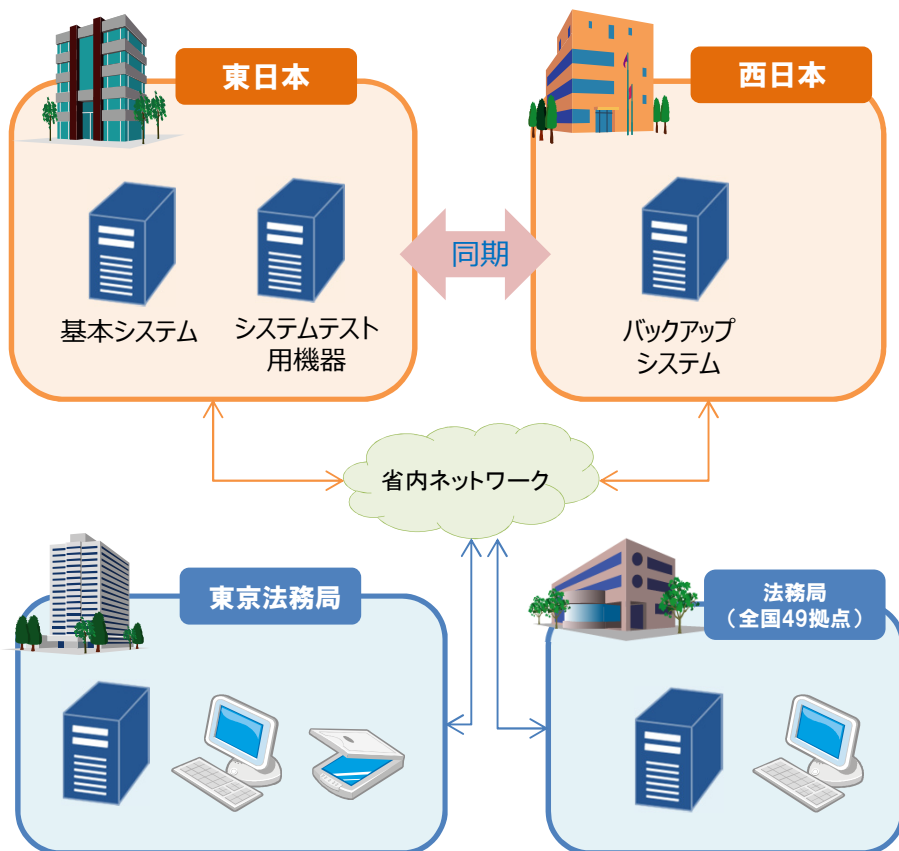
現 状

成年後見登記システムは、成年後見制度に基づき、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピューター・システムに登録するとともに、登記官が登記事項証明書を発行することを可能とするものである。

成年後見登記システムは、平成12年4月1日の成年後見制度のスタートとともに稼働を開始した。数度の改修やリプレースを経て、現行システムは平成27年9月24日から稼働している。

現場職員からは、複数画面を起動できなかったり、入力確認票が見にくいなどの効率的な事務処理の妨げになっている部分があるとの意見がある。

現行システム構成



成年後見登記事務の運営に係る執行額(29年度)

No	業務概要	執行額 (百万円)
1	システム用機器賃貸借	197
2	システム機能改修作業	98
3	証明書発行事務等の委託	58
4	システム運用支援・保守作業	40
5	システム用空調機等賃貸借	2
6	システム文言修正作業	0.9
7	回線使用料(住基ネット)	0.5
8	システム用空調機賃貸借料	0.4
9	端末装置等の賃貸借	0.3
10	本人確認情報の提供(住基ネット)	0.2
合 計		398

成年後見登記システムリブレース

現状

成年後見登記システムは、平成12年4月1日の成年後見制度のスタートとともに稼働を開始した。数度の改修やリブレースを経て、現行システムは平成27年9月24日から稼働している。ハードウェアの老朽化、OS・ミドルウェアのサポート切れに対応するため、平成33年度中に次期システムへのリブレースを予定している。

検討課題1

成年後見登記システム運用経費の節減

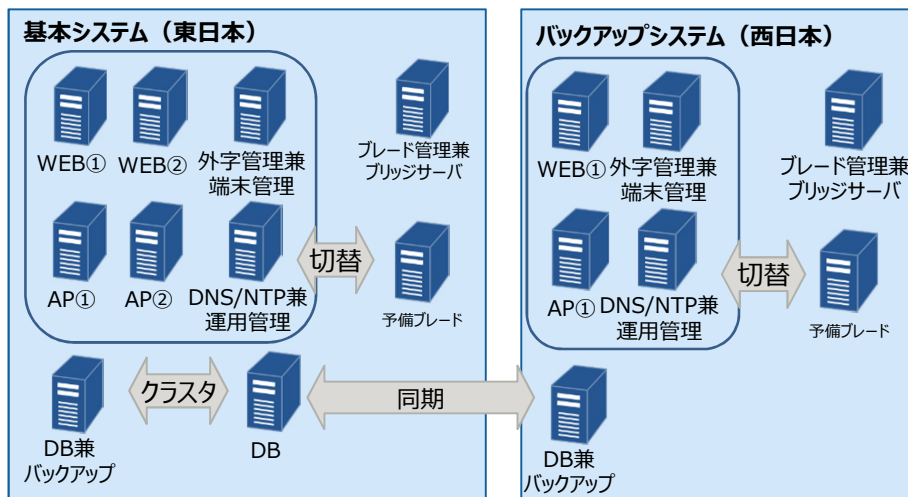
【理由】

成年後見登記システムの運用に当たっては、適切性、透明性、効率正等の観点から経費の節減を図っているところ、システムのリブレースに当たって機器構成等を見直す。

【検討内容】

- ・ 機器要求性能（サイジング）の見直しの可否
- ・ 冗長化構成の見直しの可否

現行成年後見登記システム冗長化構成



検討課題2

成年後見登記事件数の増加に伴う事件処理の効率化

【理由】

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことにより、今後、成年後見制度の利用拡大に伴う成年後見登記事件数の増加が見込まれることから、適正・迅速な登記事件処理を維持するためには、機能の見直しにより処理の効率化を図る必要がある。

【検討内容】

- ・ オンラインによる嘱託登記を可能とするための機能改修
- ・ 登記事件処理を効率化するための機能改修

成年後見登記システムリブレーススケジュール表

	平成31年度						平成32年度						平成33年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
現行システム	稼働						稼働(リース延長)											
次期システム	設計・開発・総合テスト																	
							機器設計・構築・基板テスト											
										システムテスト								
												受入テスト・移行						
													稼働					

成年後見登記の嘱託のオンライン化に伴う効果(試算)

登記の嘱託・申請の一件当たりの作業時間

	審判確定から東京法務局に到着するまで(参考)	郵送仕分	受付	審査	記入	校合	通知	合計
書面による嘱託(現状)	約3～4日	3分	3分	6分	2分	6分	1分	21分
オンライン嘱託(想定)	約0～1日	0分	0分	6分	0分	6分	0分	12分
書面による申請(現状)	—	3分	2分	5分	1分	5分	0分	16分

今後の事件動向(※)と必要人員数について

※現状は東京法務局調べ

	嘱託		申請		A	B		
年度	嘱託件数	1件当たりの所要時間(分)	申請件数	1件当たりの所要時間(分)	合計所要時間(分)	勤務日数(245－20)×勤務時間(465分／1日)	必要人員数(A÷B)	平成29年度と平成39年度の比較
現状(登記の嘱託がオンライン化していない)								
平成29年度	65,137	21	94,084	16	2,873,221	104,625	27	
登記の嘱託をオンライン化しなかった場合								
平成34年度	72,294	21	113,399	16	3,332,551	104,625	32	平成39年度は対平成29年度比で10名の人員の増加が必要
平成39年度	85,029	21	133,386	16	3,919,778	104,625	37	
全ての登記の嘱託がオンライン化した場合								
平成34年度	72,294	12	113,399	16	2,681,912	104,625	26	平成39年度は対平成29年度比で3名の人員の増加が必要
平成39年度	85,029	12	133,386	16	3,154,524	104,625	30	

職員増抑制効果

職員増加の抑制効果あり

※平成34年度と平成39年度は推計。高齢者人口の将来予測(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」)の出生中位・死亡中位仮定による集計結果及び過去5年の登記事件数の平均伸び率を乗算して算出した3.3%を平成29年度の件数に積算した。

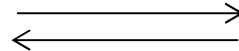
成年後見登記に係る証明書請求の新たな方式

A方式

かんたん証明書請求(電子証明書は不要)

利用者登録の上, WEB上で請求

申請人(住所)



東京法務局

本人限定郵便で電子証明書を代替できるか検討

証明書は, 申請人住所宛て本人限定郵便で送付

B方式

支局窓口での証明書請求(アクセスポイントの拡大)

申請人

訪問

法務局支局

261か所

○推定追加コスト・推定申請人便益・推定手数料額の試算

	推定追加コスト	推定申請人便益	(参考) 推定手数料額
A方式(かんたん証明書請求)	2.9億円(※1)	208.3億円(※3)	13.0億円(※5)
B方式(支局窓口での証明書請求)	26.8億円(※2)	182.5億円(※4)	9.0億円(※6)

- (※1) 推定追加コストは, システムの機能改修経費の見積りベースの金額を記載している。
- (※2) 推定追加コストは, システムの機能改修経費, 機器の賃貸借料等(5年間)の見積りベースの金額を記載している。
- (※3) 申請人住所から本局までの往復の交通費・労務費(往復時間(2時間))×時間当たり給与(2,448円)(年間平均給与422万円(国税庁民間給与実態調査(平成28年分))÷年間総実労働時間(1,724時間)(厚生労働省毎月勤労統計調査(平成28年分)))×全国の証明書発行件数の3か年平均×50%(オンライン利用率)×5年間
- (※4) (申請人住所から本局までの往復の交通費・労務費(※2と同じ))－申請人住所から支局までの往復の交通費・労務費(※2と同じ。ただし, 往復時間は1時間))×支局において想定される発行件数×261(支局数)×5年間
- (※5) 全国の証明書発行通数の3か年平均×50%(オンライン利用率)×手数料×5年間
- (※6) 支局において想定される発行通数×261(支局数)×手数料×5年間